ゆめはな開花プロジェクト推進事業助成金交付要綱の概要

（公財）山口県市町村振興協会

１　助成対象事業

　　県要綱に定める県補助金対象事業とする。

　　なお、対象経費についても、県と同様とする。

２　助成割合

　　県補助金の３分の１

　　（県補助金は事業費の２分の１であるため、本協会の助成金は、事業費の６分の１となる。）

①県補助金　　：事業費の２分の１

②本協会助成金：〃　　　６分の１

③市町負担額　：〃　　　３分の１

３　手続

1. 県補助金の申請手続に準じた手続とする（提出先は、市町村振興協会）。

・申請様式は、県要綱に準じたものとする。

・添付書類は、県提出資料の写しを活用する。

1. 振興協会への交付申請は、県が申請を受理し、交付決定通知がなされた後、速やかに行うこととする（効率的な事務処理を行うため。）。
2. 事業の実績報告は、事業完了日から起算して２０日経過した日又は当該年度の３月２０日のいずれか早い期日（県と同時期）までに行うものとする。これにより、最終的な額決定を年度内に行う（当該年度の助成金として支給するため。）。

４　助成金の交付

助成金は、実績報告を受理し、交付すべき助成金の額が確定した後に交付する。ただし、理事長が必要があると認める場合には、概算払いにより交付することができる。